

# 日本脳炎予防接種についてのお知らせ

現在使用されているのは乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（いわゆる新ワクチン）です。このワクチンは平成21年6月より第1期対象者（生後6カ月～7歳6カ月未満）に使用可能なワクチンとなりましたが、平成22年8月からは、第2期対象者（9～13歳未満）にも使用可能となりました。

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、第1期と第2期を合わせて4回の接種が完了していない方（以下、特例対象者：附則第3条）については、その不足分を20歳になる日の前日までを期間として、定期接種として受けることができるようになりました。接種スケジュールについては、別紙2「日本脳炎特例対象者について（第3条）」をご参照ください。

また平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで、第1期の定期接種3回の接種が不足している方（以下、特例対象者：附則第2条）は、第2期の期間（9歳～13歳未満）に不足分を定期接種として受けることができるようになりました。接種スケジュールについては、別紙1「特例：附則第2条について」をご参照ください。

## <対象者>

分類	接種対象（標準的接種）	接種期限
定期	1期 生後6カ月～7歳6カ月未満（3歳、4歳）	7歳6カ月未満
	2期 9歳～13歳未満（9歳）	13歳未満
特例	第2条 平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ	7歳6カ月未満または9歳～13歳未満
	第3条 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ	20歳の前日

※特例：附則第2条の対象者は7歳6カ月～9歳未満の期間は定期接種できません。

## <定期予防接種スケジュール>

### ●積極的勧奨者

- 第1期（3回）…生後6カ月以上7歳6カ月未満（標準的接種は3歳より）  
初回接種（2回）：6日以上、標準的には28日までの間隔にて2回接種  
追加接種（1回）：初回接種後6カ月以上、標準的にはおおむね1年の間隔をおいて1回接種（標準として4歳）
- 第2期（1回）…9歳以上13歳未満で1回接種（標準として9歳）

- 令和3年度積極的勧奨年齢  
第2期接種の積極的勧奨（特例対象者：附則第3条）  
18歳（平成15年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた方）

## <予診票の配付について>

下記に該当される方は、健康福祉課窓口で母子健康手帳の接種回数を確認後、予診票をお渡しします。  
必ず母子健康手帳をお持ちください。

- ・附則第2条：平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで9歳以上13歳未満の方（別紙1参照）
- ・附則第3条：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の方（別紙2参照）

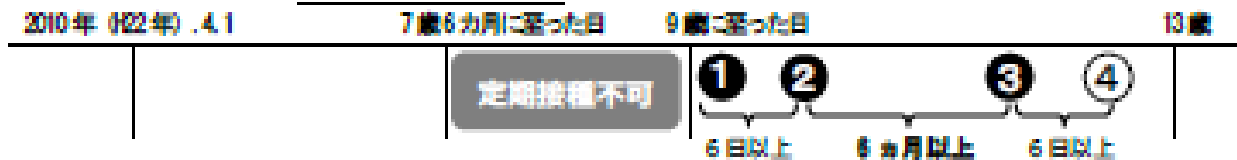
別紙 1

日本脳炎| 特例：附則第 2 条（旧 4 条）について

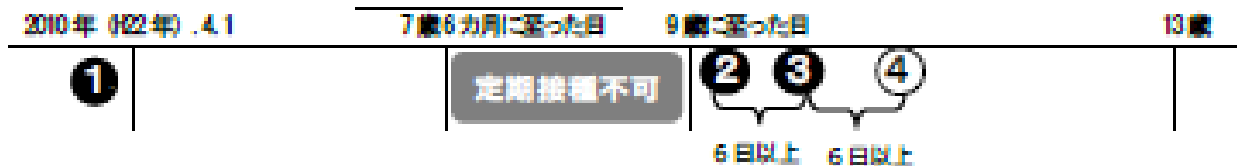
接種対象：2007年4月2日～2009年10月1日生まれ(平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ)

	2020 R 2 0歳	2019 R 1 1歳	2018 H30 2歳	2017 H29 3歳	2016 H28 4歳	2015 H27 5歳	2014 H26 6歳	2013 H25 7歳	2012 H24 8歳	2011 H23 9歳	2010 H22 10歳	2009 H21 11歳	2008 H20 12歳	2007 H19 13歳	2006 H18 14歳			
定期接種 対象者				①②③						④								
附則第 2 条 (旧 4 条)	2007年4月2日～2009年10月1日生まれ H19.4.2～H21.10.1生の方										⇒ 9～13歳未満の期間に第1期(3回)の不足分を定期接種							
	第1期：生後6カ月～7歳6カ月未満 【標準として初回3歳・追加4歳】										7歳以上・ 8歳未満の方は 定期接種対象 者には含まれ ません。			第2期：9～13歳未満 【標準として9歳】				
	※2007年4月2日～2008年4月1日生まれの方については、令和2年度中に13歳を迎えます。 13歳以上は特例第2条(旧4条)の対象とはなりませんので、ご注意ください。																	

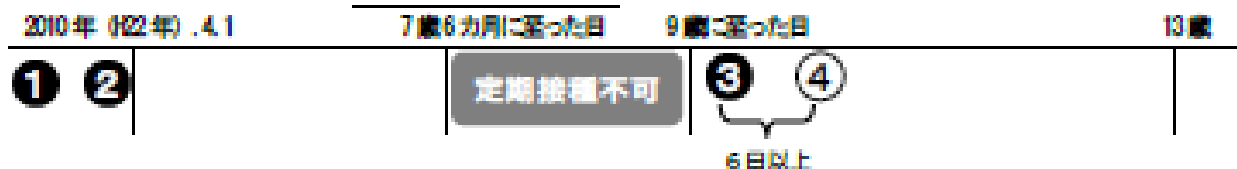
① 7歳6カ月になる前までに 全く受けていない方



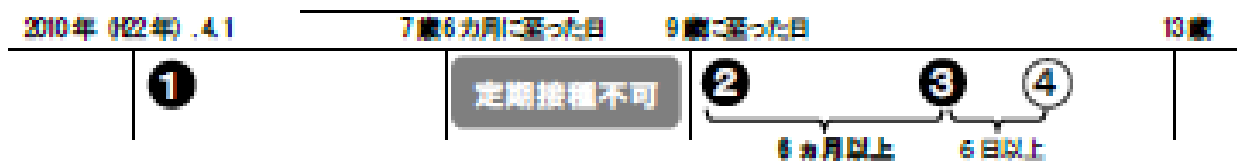
② 2010年(22年).3.31までに 1回接種を受けた方



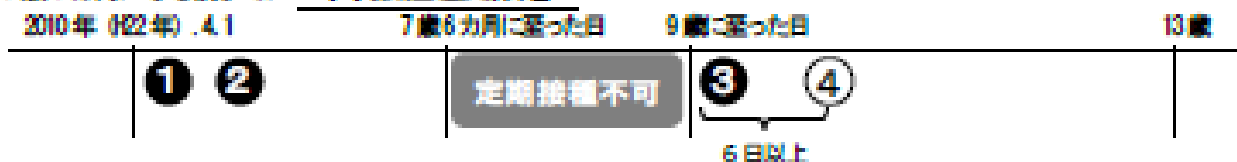
③ 2010年(22年).3.31までに 2回接種を受けた方



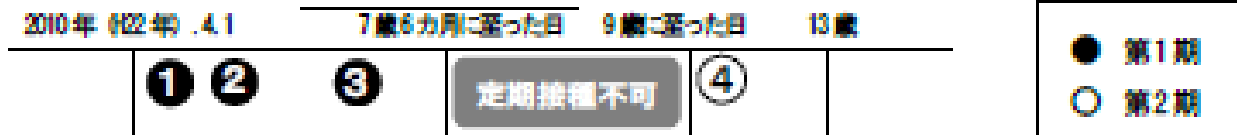
④ 7歳6カ月になる前までに 1回接種を受けた方



⑤ 7歳6カ月になる前までに 2回接種を受けた方



⑥ 7歳6カ月になる前までに 3回接種を受けた方

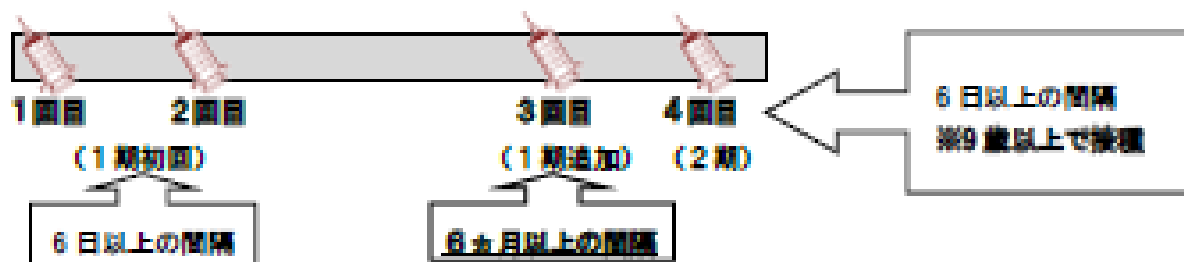


- 第1期
- 第2期

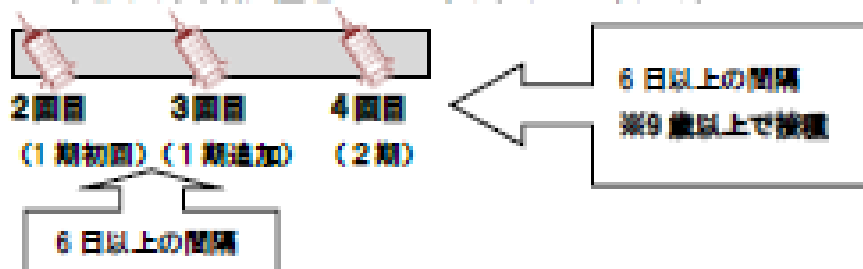
## 日本脳炎特例対象者について(第3条(旧5条))

2011年(平成23年)5月20日付で法律が改正になり、接種を受ける機会を逃した方が特例対象者として追加されました。特例対象者は1995年4月2日～2007年4月1日(平成7年4月2日～平成19年4月1日)までの間に生まれた方で、4回接種のうち不足が生じている方です。接種期間は20歳になる日の前日までです。

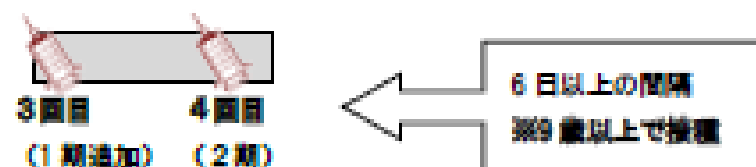
## ① 日本脳炎予防接種を2011年(平成23年)5月19日までに全く受けていない方



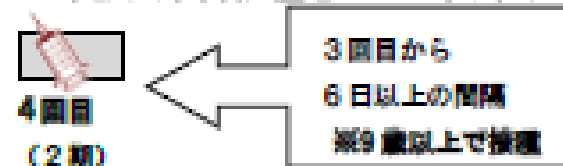
## ② 日本脳炎予防接種を2011年(平成23年)5月19日までに1回接種を受けた方



## ③ 日本脳炎予防接種を2011年(平成23年)5月19日までに2回接種を受けた方



## ④ 日本脳炎予防接種を2011年(平成23年)5月19日までに3回接種を受けた方



## \*\*\* 2期の接種について \*\*\*

4回目(2期)の接種は、9歳以上の方で、3回目終了後6日以上の間隔をおけば実施できることとしていますが、十分な免疫獲得のためには、おおむね5年の間隔において接種することが望ましいとされています。ただし、1回目と2回目の間隔が5年以上空いている場合は、3回目と4回目はおおむね1年の間隔において接種することが望ましいとされています。

4歳児の保護者の皆様へ

## 日本脳炎の接種時期について

日本脳炎予防接種について、ワクチンの製造が一時停止したことにより、予約がとりづらくなっています。ワクチンの安定供給の観点から、第1期初回（2回接種）未接種の方を優先的に接種するよう国から通知がありました。

第1期追加の標準的な接種期間は、4歳～5歳となっており接種の時期ではございますが、優先接種へのご協力をお願いいたします。（定期接種は7歳6か月未満まで可能です。）

なお、日本脳炎ワクチンの製造は再開されており、令和4年度は供給量が増加する見込みです。

優先的に接種する方

第1期初回(2回接種)未接種の方

9歳児の保護者の皆様へ

## 日本脳炎(第2期)の接種時期について

日本脳炎予防接種について、ワクチンの製造が一時停止したことにより予約が取りづらくなっています。ワクチンの安定供給の観点から第1期初回(2回接種)未接種の方を優先的に接種をするよう国から通知がありました。

令和3年度に送付する予定の第2期予診票を令和4年度の送付に変更させていただきますのでご了承ください。第2期の標準的な接種期間は、9歳～10歳になっており接種の時期ではございますが、優先接種へのご協力をお願いいたします。(定期接種は13歳未満まで可能です。)早めの接種をご希望の場合はかかりつけ医療機関とご相談のうえ母子健康手帳を持って、健康福祉課までお越しください。

なお、日本脳炎ワクチンの製造は再開されており、令和4年度は供給量が増加する見込みです。

優先的に接種する方

第1期初回(2回接種)未接種の方

【第1期が未完了の場合】

第1期の接種は、自費となります。

接種については、かかりつけ医とご相談ください。